

議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成30年2月21日（水）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員 柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	鈴木議会事務局長	
開 会	9時00分	
記 録 者	議会事務局 前田書記	
審 査 事 項	別紙日程表のとおり	
審 査 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	<p>*起立、礼 早くからお集まりいただき、お礼申し上げます。 議長よりごあいさつ願いたい。</p>
	船木議長	<p>お忙しい中、急にお集まりいただきお礼申し上げます。 審査事項の説明は局長にさせていただくが、総務教育常任委員会で審議されたトワイライトエクスプレス瑞風に対する補助事業の関係が協議事項に入っている。協議事項である以上、テレビ放映は原則となっているが、アルマーレを運営している(株)東浜の総会が開かれていないところで、私企業の秘密事項に関することを公開することは、プライバシーの関係であってはならないということで、いろいろと苦慮した結果、皆さんに審議いただきたい。 全協を秘密会とすることは明確になっていないが、本会議に準ずる格好で、全協をこの議題に関して秘密会とする扱いをしたいということで、ご審議いただきたい。よろしく願いたい。</p>
審査事項(1)	芝岡委員長	<p>審査事項に入る。 審査事項(1)全員協議会の運営について。 局長より説明願いたい。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>経過から説明させていただく。 この件については、本日の全協の協議事項の2番目になる。 14日の総務教育常任委員会で審査された内容で、その結果、本日の全協の協議事項とされたものだ。レストランの指定管理者である(株)東浜が新たに取り組もうとされている事業に対して補助しようとする内容だが、それにあたって、この会社の定期株主総会が明日となっている。それに諮られる予定の決算報告書の詳しい説明があったというものだ。 総務教育常任委員長から、本日の全協で協議するにあつ</p>

て、一民間企業の定期総会に諮られていない内部情報について、説明の際には人事に関する事等も含まれており、全協での協議の際に十分留意する必要があるのではないかと議長に相談があったものだ。議運で、取り扱いについて相談させていただきたいということで、お集まりいただいたものだ。

先ほど議長から具体的に秘密会ということがあったが、秘密会について説明させていただいた方がよろしいか。

***説明**

地方自治法で本会議について規定がある。形式の名称だ。

議員は当然だが、説明員、記録する議会事務局の職員、これ以外の者は基本的に退室してもらおう。説明員でも必要のない職員、傍聴者等は退室してもらおうことになる。記録された会議録についても、秘密会にかかる部分は閲覧に供されないというものだ。原本には残るが、閲覧用には残らないことになる。

秘密会で秘密とされた内容は、議員であっても他に漏らしてはならないということになり、もし漏らした場合は、地方自治法違反で懲罰の対象となる。委員会にもそういった規定がある。同様のこととなる。

ただ、その秘密会をするかどうかの決定については、本会議の場合は議長か、もしくは議員3人以上が発議をして、その上で3分の2以上の特別多数で議決することになっている。その際、討論は要しない。討論をすると、討論の中に秘密の内容も含まれる可能性があるため、討論を要せずに採決することとなっている。

委員会の場合は岩美町委員会条例で規定されており、委員長、または委員1名以上の発議で、過半数で議決する。

今回は全協ということで、全協には秘密会の規定がない。全協の運営に関してはその都度議長が定めることとされており、この規定を運用して今回は定めることになるのかなと思っている。

この瑞風の案件を秘密会にすると決まったら、協議に関係のない方は出ていただくことになるが、この議題が終われば秘密会は解かれて、入っていただくことになる。

14日の総務教育常任委員会は秘密会の取り扱いではなかったが、今回全協で秘密会となった場合、内容については外に漏らしてはならないということなので、事実上総務教育常任委員会の内容についても、同内容の部分については、漏らしてはならないということに含まれてくる。もうすでに常任委員会は終わっているため秘密会として扱うことはできないが、秘密の内容部分については、守らなければならないとい

		うことになる。 質問があれば伺う。
	芝岡委員長	説明があった。
	鈴木議会事務局長	資料を配らせていただいた方がよいか。
	芝岡委員長	皆さん、ご理解いただけましたか。
	船木議長	作っているなら配ってもらえばよいのではないか。
	鈴木議会事務局長	*資料（「秘密会とは」）配付 説明をもう一つ忘れていた。 本会議で発議者3名以上ということがあるが、この場合は動議で3名以上が連署して議長に提出しなければならないということがある。
	川口副委員長	秘密会とするということ、議運で決めるということか。
	柳副議長	大事なことは、秘密会がよいのか悪いのかを、議運で責任をもって議長に答申できるのかということだ。その次に、議長発議なのか、議員発議なのかを考えるべきだ。 秘密会について、どう対応するのかということを確認されないと進まないと思う。
	芝岡委員長	今副議長からあったが、秘密会に対して議運の委員に賛成いただき、全協の議題を秘密会とすることについて、ご理解いただけるかをまず確認したい。 寺垣委員、いかがか。
	寺垣委員	総務教育常任委員会でもいろいろな資料で議論したが、これは公表に値するのかということもあった。それが議事録やほかの人が目にするようになるのは、私としてはどうかと思う。やはり、守るべきものは守らなければならないと思う。
	芝岡委員長	秘密会とした方がよいという意見か。
	寺垣委員	はい。
	芝岡委員長	澤委員、いかがか。
	澤委員	この間の瑞風に関する全部を秘密会にするということか。決算の部分だけを秘密会にするということだけでなく、補助の部分も秘密会にするということか。
	芝岡委員長	一部ということだけでなく、審議する内容はすべて秘密会にするということだ。
	柳副議長	全協のやりとりの中で質疑が出た場合には、議員としてはさまざまに(株)東浜についての、個々具体的な経営状況や財務状況も出てくる可能性もある。そこを切り取るということになると、テレビ放映も何が何だか分からなくなることもある。今回の協議事項(2)については、すべて秘密会にするということだと理解しているが、どうか。
	鈴木議会事務局長	私の理解は、会議部分は秘密会だ。当然放送もしない。議員しか知りえないことになる。その中で、何が秘密会なのか

		<p>ということになる。執行部は資料を作るが、その資料が全部秘密なのかという、それは言えないと思う。</p> <p>実際、経営には関係ない町独自の事業も含まれている。今回提案される資料はこれだ。</p> <p>*資料(「トワイライトエクスプレス瑞風受入推進事業等について」) 配付</p> <p>この中の瑞風サミットなどはレストランとは関係ない町独自のものだが、議題では秘密会となってしまう、そこだけを切り離して会議を持つことはできない。一つの議題なので、できないと思う。</p> <p>何が秘密かというところになると、これに伴って会社の経営状況等が説明される。基本的にはそれが秘密なのかなと思う。会議でこういうことが決まったとか、こういう提案があったとかという部分まで秘密にするのかというところも検討していただけたらと思う。</p>
	柳副議長	<p>中身のどの部分が一番大事なところかということだ。</p> <p>補助についても、秘密の期間が拘束されている以上は、議決行為すらできない。</p> <p>局長が例を挙げられたが、(株)東浜の中身の部分、企業の秘密の部分についてもここで議論されないと、今度は3月の議決行為すらできなくなるということが出てくる。</p>
	澤委員	<p>総務教育常任委員会では、決算書等が配られたが、全協では配らないのだろう。</p>
		<p>※「配る」との声あり。</p>
	船木議長	<p>原則として、常任委員会で配られた資料は出さないといけない。</p>
	柳副議長	<p>税金等で滞納とか不納欠損とか、資料を見て審査するが回収する。それに値すると思う。</p> <p>産業福祉常任委員からも提案があったが、やはり担当常任委員会でされた説明と同様のことを求めないと議決に関与できないということや、アルマーレが瑞風の東浜駅停車とセットになったことで今後も含めて考えるときに、担当常任委員会と同様の説明がいただきたい。ただ、回収はすべきだと思う。一企業の内部情報が出てくるので、秘密会にしようという流れだと認識している。</p>
	芝岡委員長	<p>議題の中でいろいろと説明されるが、どの部分を秘密会にするかをここで決めておきたい。</p>
	船木議長	<p>いやいや、この協議事項自体を秘密会にするということだ。</p>
	柳副議長	<p>いやいや、違う。</p> <p>委員長が言っておられるのは、秘密会にすることには皆異議がないということで、本日の全協の協議事項の(2)を秘密会</p>

		とすることは、概ね了とされるだろうと。議運としてもう一つ踏み込んで、中身のどの部分に守秘義務がかかるのかを決めておきたいということだと思ふ。
	芝岡委員長	先ほど澤委員が言われたことだ。 今副議長が言われたように、予算等も秘密にして公開されないのに、本会議でそれが出てくることもおかしいことになる。その辺のことをどうするかだ。
	鈴木議会事務局長	会議そのものは秘密会になる。 例えば、常任委員会で秘密会で審査しましたと。その内容を本会議に報告する必要が出てくる。報告しないわけにはいかない。そのときには、秘密会の中でも秘密性の高い部分、漏らしてはならない部分に配慮しながら報告することになる。会であったことが全部秘密で、漏らしてはいけないということにはならないという考えだ。 会議録は、当然秘密のところがあちこち出てくるので、基本的に全部秘密となるが、会議の結果を報告したりするときには、秘密性の高い部分に配慮した報告とする必要が出てくる。
	芝岡委員長	これは秘密、これは秘密でないということは決めなくてもよいということか。
	鈴木議会事務局長	何を漏らしたらいけないかということだ。
	柳副議長	確認しておいた方がよい。 本日の会議の中のこの部分だけは漏らしてはならないということは、議長に答申すべきだと思う。
	鈴木議会事務局長	この秘密に配慮して、この会議を秘密会にするということを確認する必要があると思う。
	澤委員	委員長報告では、ここに出ている町の補助事業の160万円ということは報告されるのだろう。
	鈴木議会事務局長	きょうはそういった委員長報告の場面はないが、仮にそういった場面があったときには、結果のみを報告することになる。なぜそれを了としたかという議論の過程を説明することはできないと思う。
	柳副議長	3月議会本会議で、説明も質疑も、数字の中身について縛りがかかってくるということだな。
	鈴木議会事務局長	そうなると、本会議も秘密会にしようという話になる。
	澤委員	これは極論になるかもしれないが、基本的には所管の委員は言わないことになっているので、産業福祉常任委員会の人さえきちんとしておいてもらえればよいことではないかと思う。
	柳委員	初めて秘密会とするのに、1時間で説明が足りない部分もあるが、例えば、関係者が議事録を閲覧したいといった場合

		には、委員が黙っていても漏れる。
		※「議事録も削除する」「議事録も見せん」との声あり。
	柳委員	<p>いくら委員が黙っていても、住民が見せろと言ったら、見せないという権限はないという話だ。秘密会として扱った中身がかかわっている以上は、そこはお出しできないということだ。</p> <p>ましてや、産業福祉常任委員からいうと、総務教育常任委員は説明を聞いているから黙っておくと。同じ議会であって最終議決は議員としてかかわるのに、半分の議員は知らないのかという話にもなってくるので、説明は同様にしてもらわないといけない。そうするとプライバシーの要素が大きな面を占めるので、これは秘密会という形をとるべきではないかという議論に至ったということだ。</p>
	澤委員	今副議長が言われるのは、160万円とか100万円という数字の部分は出さないということか。
	柳副議長	秘密会ということで話をするが、今後も議決事項になるので、瑞風に対して補助するということは言われたらよい。そこを確認しておかないと、たったこれだけの問題でもそれぞれの認識が共通となっていないところがあるので、局長が心配するのは、本日の全協の協議事項(2)は秘密会とするが、その会議の中のどこを話してはいけないのかを確認した方がよいのではないかということだ。
	芝岡委員長	事業についてはよいが、(株)東浜の経営状況とか決算報告とか、明日の株主総会で報告される人事案件とか、そういうことはまだ総会が開かれていないので、まだ知られていないことを、こちらが先に知るといことは、一企業に対してすべきでないという意見もあり、そういう中身を秘密としていくということだ。
	澤委員	経営の中身にかかわることは、秘密ということだな。
	芝岡委員長	<p>経営の中身とか決算とか、人事も言われたと聞いたが、そういうこともまだ発表されていないので、その辺も秘密にしておかないといけないのではないかということだ。</p> <p>秘密という部分はそれくらいでよいか。</p>
	船木議長	まだ公表されていない部分なので、議員だから報告を受けて議論しても、それが外に漏れないようにというのが目的だ。
	芝岡委員長	<p>そういうことでよろしいか。</p> <p>そういう内容は秘密にするという意味で、秘密会にしたいということだ。</p>
	澤委員	秘密は秘密でよいが、どうして秘密にしたかという詮索が逆に出てくるのではないか。それが心配だ。
	柳副議長	一企業のプライバシーにかかわる内容を、秘密会とせず通

		<p>常通りの会議とした場合に、どこでどうそれを守ってあげられるのかを考えて今の議論になっている。それを住民に言われても、漏らすべきでないことは漏らすべきでない。逆に、漏らせば議会の責任を問われるということを説明すれば、住民の理解は得られると思う。</p> <p>一つだけ確認しておかないといけないのは、隠すという話ではないということだ。</p> <p>今回は一つの企業だが、個人にしてもプライバシーは絶対守らなければならないという部分から発生している提案だ。聞かれないから隠すということではない。秘密にせざるを得ない案件だということだ。住民の理解を得られる案件だと思う。</p>
	澤委員	詮索しようとする者は、何でも詮索しようとする。
	柳副議長	逆に秘密会とせずに、秘密を担保することについてほかの方法があればそのような話にもなるが、そのような方法があるのか。
	芝岡委員長	そこは議員一人ひとりが対応していくしかない。
	澤委員	放映は編集できないのか。
		※個々のやりとりとなり、聴取不能。
	柳副議長	切り貼りしていたら、それこそ何だということになる。もしも放映が可能なら、このような話にはなっていない。
	澤委員	秘密会に異論を唱えているのではない。
	芝岡委員長	秘密会とするということは、皆さん賛同いただけるか。
		※「はい」との声あり。
	澤委員	総務教育常任委員会で配った資料は同じように出されて、同じように回収されるということだな。
	芝岡委員長	回収される。 これは、全協の場で議長が発議されるのだな。
	船木議長	いやいや、それをどちらにするかを決めていただきたい。
	柳副議長	局長、全協には秘密会の規定がないので、その都度議長が会議に諮って決めるというところを運用するということが、今後秘密会を持つようなことがあってはならないと思うが、このような特殊な案件を処理する可能性もある。全協にも規定として載せて、今回はどう見ても、議長の発議しかないと思う。
	芝岡委員長	議長が発議された場合は、決を採るのか。
	船木議長	全協に規定はないが、本会議を準用するということだ。
	柳副議長	<p>規定がないのだから、今回は議長が提案される案件だと思う。</p> <p>議長が議運に諮問をかけて答申を受けて、この案件は秘密会にすべきだという議運の了解を得ているので、議長が発議</p>

		されればよいと思う。
	芝岡委員長	皆さん、どのように思われるか。
	柳副議長	議長は、その都度定めるといふ職権を持っておられるので、今回は議長が諮られた方がよいと思う。そのために議運を開いて、議運も全会一致でよろしいという結論を出されている。違うのか。
	船木議長	<p>整理すると、そもそも全協を秘密会にするかどうかということとは決めがない。ないのだから秘密会にする理由は、本会議の規則を準用して、全協に当てはめるといふことだ。そうすることによって、全協でも秘密会をしようといふことで、皆さんの了解を得るわけだ。了解がある中で、どのような発議の仕方をするかといったら、議運で決めたから我々が発議してやろうといふ考えならそれはそれでよいし、だけどもととないことで、全協は議長に諮ってもらえばよいといふことなら、議長が諮るといふことだ。</p> <p>そこのところを、私が諮るといふことならそれでよいが、そこは皆さんでこうしようと決めてもらった方が、私がこうするといふよりよいのではないかといふことだ。</p>
		※「議長に諮ってもらいたい」との声あり。
	芝岡委員長	皆さん、よろしいか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	議長に諮っていただいて、賛同するといふことだ。
	柳副議長	議長にしかない職権だ。
	芝岡委員長	議長、よろしく願ひする。 そういうことでよいか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	では皆さん、全協の席でよろしく願ひする。
	船木議長	もう一つ。 全議員に周知してもらわないといけぬ。
	鈴木議会事務局長	昨日の段階では、ほかの議員にはこの議運の結果を報告させていただきたいので、9時50分にはお集まりいただきたいと伝えている。
	柳副議長	説明は局長がされるのか。
	鈴木議会事務局長	<p>はい。</p> <p>秘密会とさせていただくこととその理由、それから、秘密会とはこういうものだといふこと、手続きのこと、それから、きょうの全協で議長が発議されて、秘密会にするかどうかを皆さんにお諮りすることを説明させていただこうと思つている。</p> <p>よろしいか。</p>
	芝岡委員長	よい。

	船木議長	本会議の規定を準用すると、8名の賛同がいるな。
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
閉会	芝岡委員長	では、以上で終わる。 *起立、礼 9時47分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会運営委員長